



レートメイク・約款等

2023年4月17日

東京電力エナジーパートナー株式会社

- 契約種別ごとの料金単価は、下記の要素に基づき算定。

○ 契約種別に応じた料金制

…定額電灯や公衆街路灯など、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用。

○ 三段階料金制

…生活必需的な電力量に相当する第 1 段階には比較的低廉な料金を、概ね平均的な使用量に相当する第 2 段階には平均的な料金を、それを超過する第 3 段階には割高な料金を適用。

○ 季節別格差

…低圧電力等の電力量料金については、夏季の需要を抑制する観点から、季節間格差を考慮して、夏季とその他季の別に設定。

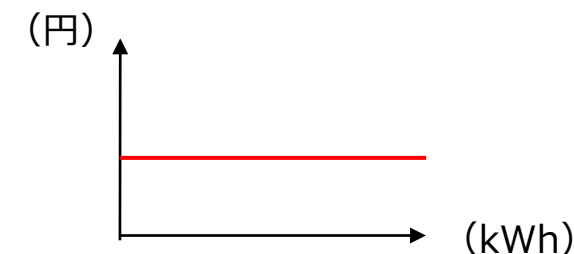
⇒ 規制部門（特定需要）の料金は、料金算定規則に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入とが一致するように設定

概要

料金イメージ

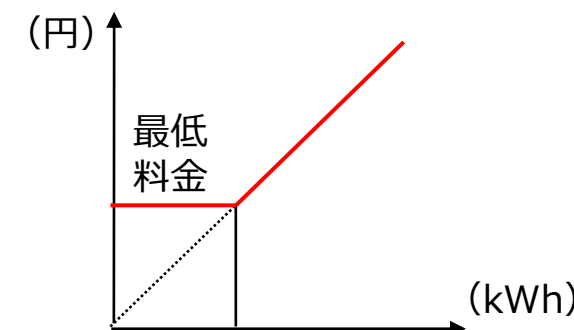
定額料金制

- 毎月の料金額は使用電力量によらず一定。
- 使用形態がほぼ等しく、計器をつけて計量することが経済的でない小規模のお客さまに適用。



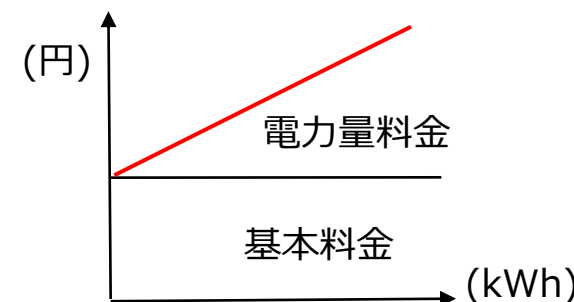
最低料金制

- 使用電力量に電力量単価を乗じて料金額を決定。
- 使用量が0の場合、料金も0となるため供給原価をまかなうことができないため、電力使用量が一定量以下の場合にお支払いいただく最低額を定めている。



基本料金制 (二部料金制)

- 契約電力（kW）、契約容量（kVA）に比例する固定的な基本料金
- 使用量に比例する電力量料金の2本建てで料金を決定。



概要

料金イメージ

三段階料金制

- 原価の上昇傾向を背景とし、高福祉社会の実現・省エネルギーの観点から
 - 第1段階：比較的低廉（生活必需）
 - 第2段階：平均的
 - 第3段階：割高
- ※ 昭和49年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて同年6月より導入。

電力量料金単価

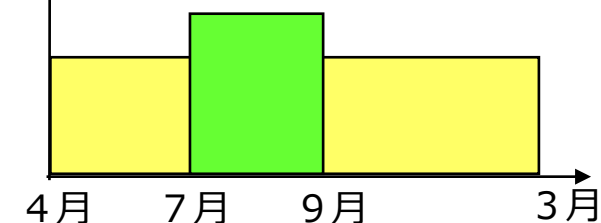


季節別料金制

- 電力量料金を夏季・その他季別に設定。
- 夏季需要の抑制効果を期待して、昭和54年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて昭和55年から導入したもの。

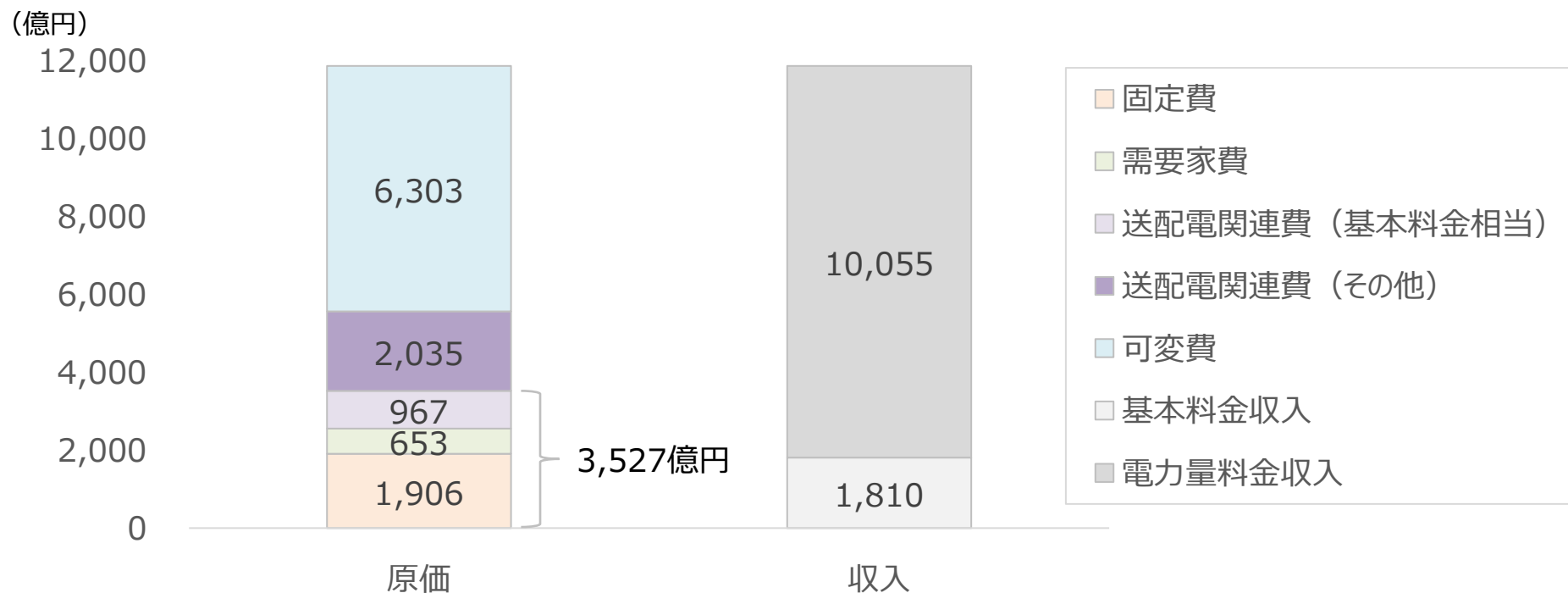
(円)

電力量料金単価



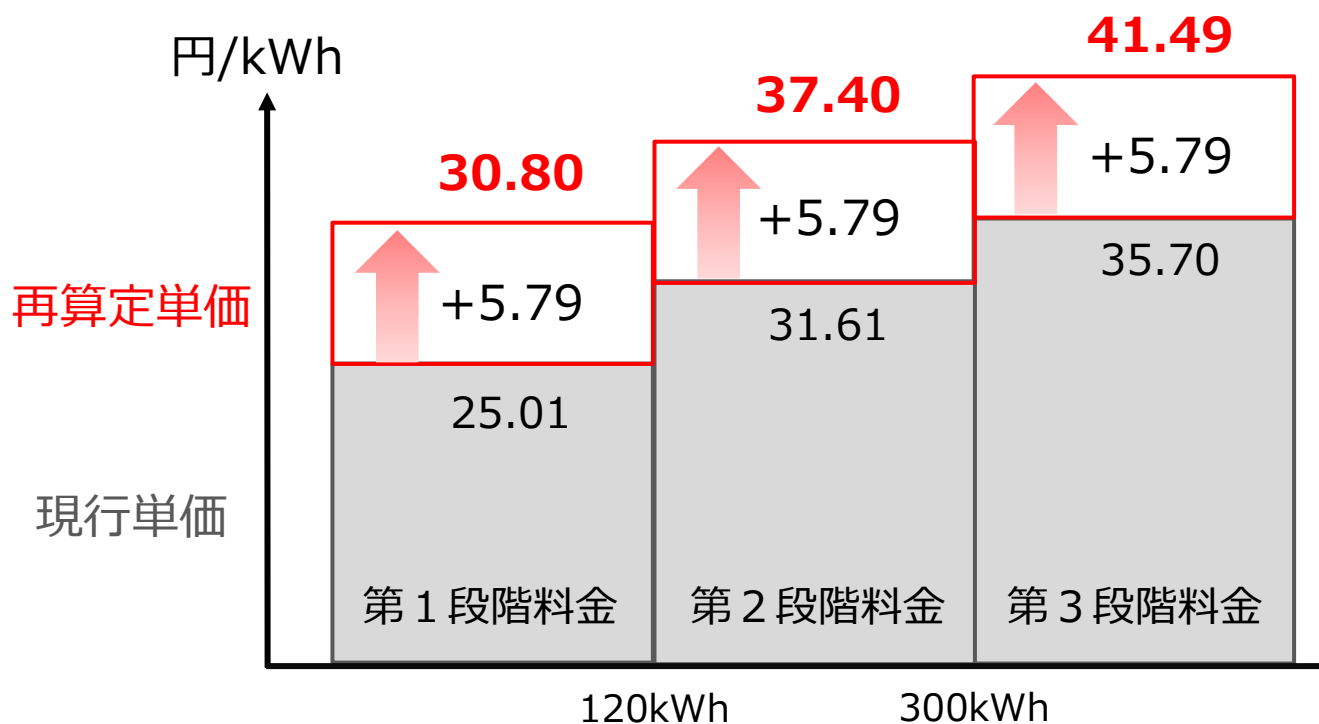
- 基本料金制（二部料金制）は、契約電力（kW）等に比例する固定的な基本料金と使用電力量（kWh）に比例する電力量料金の2要素で構成されます。
- 固定費、需要家費および送配電関連費のうちの基本料金相当は、電力量の多寡に関わらず発生する費用という性質上、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられますが、使用量の少ないお客さまの負担感等を考慮して、従来より、基本料金および電力量料金でご負担いただいております。
- 今回の値上げ申請が、主として燃料費をはじめとする可変費の増を理由とするものであることに加えて、上記の理由から、基本料金はレベニューキャップ制度に伴う託送料金変動分を反映するに留め、電力量料金を値上げする内容としております。

【規制部門の原価および想定料金収入内訳（2023年度～2025年度3カ年平均：11,865億円）】



- 生活に必要不可欠な電気のご使用量に相当する第1段階料金を相対的に低水準に留めております。
- 今回、燃料価格の高騰等を受けての見直しであることを踏まえ、料金単価は3段階一律で5.79円/kWhの値上げをさせていただきますが、引き続き、第1段階料金は相対的に低い水準を維持しております。

【3段階料金制度と料金値上げの関係（従量電灯Bの場合）】（再算定後）



※ 現行単価には、2023年4月分の燃料費調整額(5.13円/kWh)を含みます。

※ 消費税等相当額を含みます。

<電気事業分科会第2次報告（平成21年8月）>

- 現状においても第1段階のみが適用されている需要家が一定程度存在しており、また電気の必需材としての性質を考えると、引き続き、ナショナルミニマムの考え方に基づき第1・2段階区分を維持し、生活必需的な電力使用量に相当する部分については低廉な料金を適用することが適当である。
- また、その区分値については、その性質から引き続き各社共通とし、具体的な値としては、上述の検証結果を勘案すれば、引き続き、現行の120kWh/月は合理的であると判断できる。

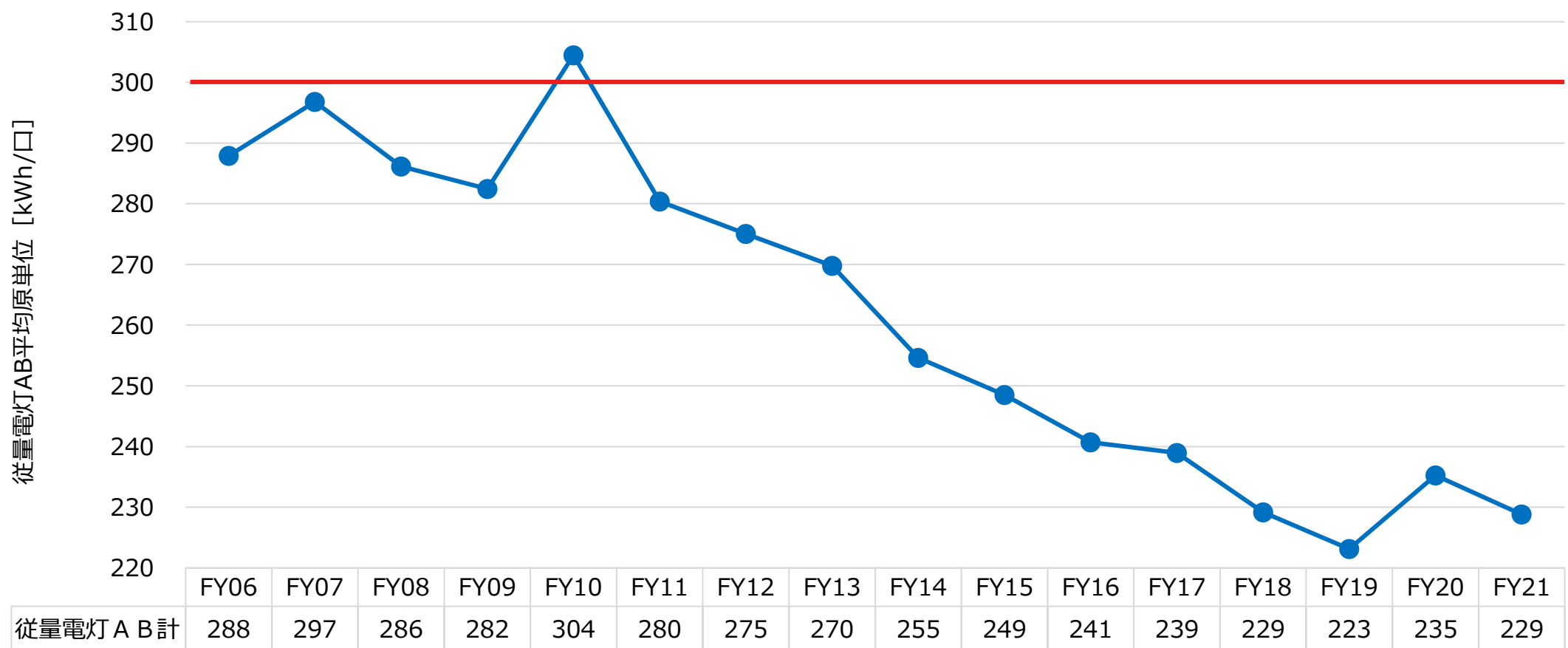
<主要な家庭用電気機器の世帯普及率と使用電力量の推計値>

<参考> 21年度全国消費実態調査

品目	世帯普及率（％）	平均使用電力量（kWh/月）	世帯普及率（％）
照明	－	25	－
電気冷蔵庫	98	44	98
電気洗濯機	96	3	98
カラーテレビ	96	8	71
電気掃除機	97	3	97
炊飯器	81	5	80
ルームエアコン	82	19	83
電子レンジ	94	5	95
パソコン	62	5	67
こたつ	72	14	－
普及率80%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		112	
普及率60%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		131	

（出典）電気事業分科会第2次報告

- 従量電灯 A B の平均原単位（1 口あたりの平均使用電力量）は減少傾向です。
- 他方で、今回の申請では、電力量料金単価の値上げ幅が三段階で一律となるよう、従来の区分値（300kWh/月）を維持しました。



【従量電灯B・C】

区分および単位			現行	改定後	対現行
基本料金		10Aまたは1kVAにつき	286円00銭	295円24銭	+9円24銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	25円01銭	30円80銭	+5円79銭
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWhにつき	31円61銭	37円40銭	+5円79銭
	上記超過	1kWhにつき	35円70銭	41円49銭	+5円79銭

【低圧電力】

区分および単位			現行	改定後	対現行
基本料金		1kWにつき	1,122円00銭	1,138円46銭 (1,081円54銭)	+16円46銭 (▲40円46銭)
電力量料金	夏季（7月～9月）	1kWhにつき	22円50銭	28円29銭	+5円79銭
	その他季（10月～翌年6月）	1kWhにつき	20円93銭	26円72銭	+5円79銭

※ 現行単価には、2023年4月分の燃料費調整額(5.13円/kWh)を含む。

※ 消費税等相当額を含む。

※（ ）内は、2024年10月分以降の料金単価を表す。

● 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金 - 口座振替割引額等

● 基本料金：

従量電灯 A 延口数×約款単価

従量電灯 B 延アンペア数×約款単価

● 電力量料金：

1 段電力量× 1 段約款単価 + 2 段電力量× 2 段約款単価 + 3 段電力量× 3 段約款単価

（注）実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引などにより、理論値（延口数・アンペア数×約款単価）どおりとはならないため、至近 3 ヶ年実績の平均により補正。

【1 段電力量、2 段電力量、3 段電力量】

…段階別構成比は、全体の電力量の多寡に連動。例えば、3 段電力量の比率は、全体の電力量が大きいと高まる。そのため、至近 3 ヶ年の段階別構成比と原単位（kWh/口）との回帰分析により想定。

	2023年度		2024年度		2025年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1段	48.82%	41.06%	49.11%	41.52%	49.45%	41.92%
2段	37.05%	36.20%	37.02%	36.38%	36.98%	36.52%
3段	14.13%	22.74%	13.87%	22.10%	13.57%	21.56%
原単位（kWh/口）	204.6	246.2	202.9	244.1	200.9	242.3

- 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金 - 口座振替割引額等

- 基本料金：
延契約電力×約款単価

- 電力量料金：
夏季電力量×夏季約款単価 + その他季電力量×その他季約款単価

（注）実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引、力率に応じた割引・割増などにより、理論値どおりとはならないため、至近 3 ヶ年実績の平均により補正。

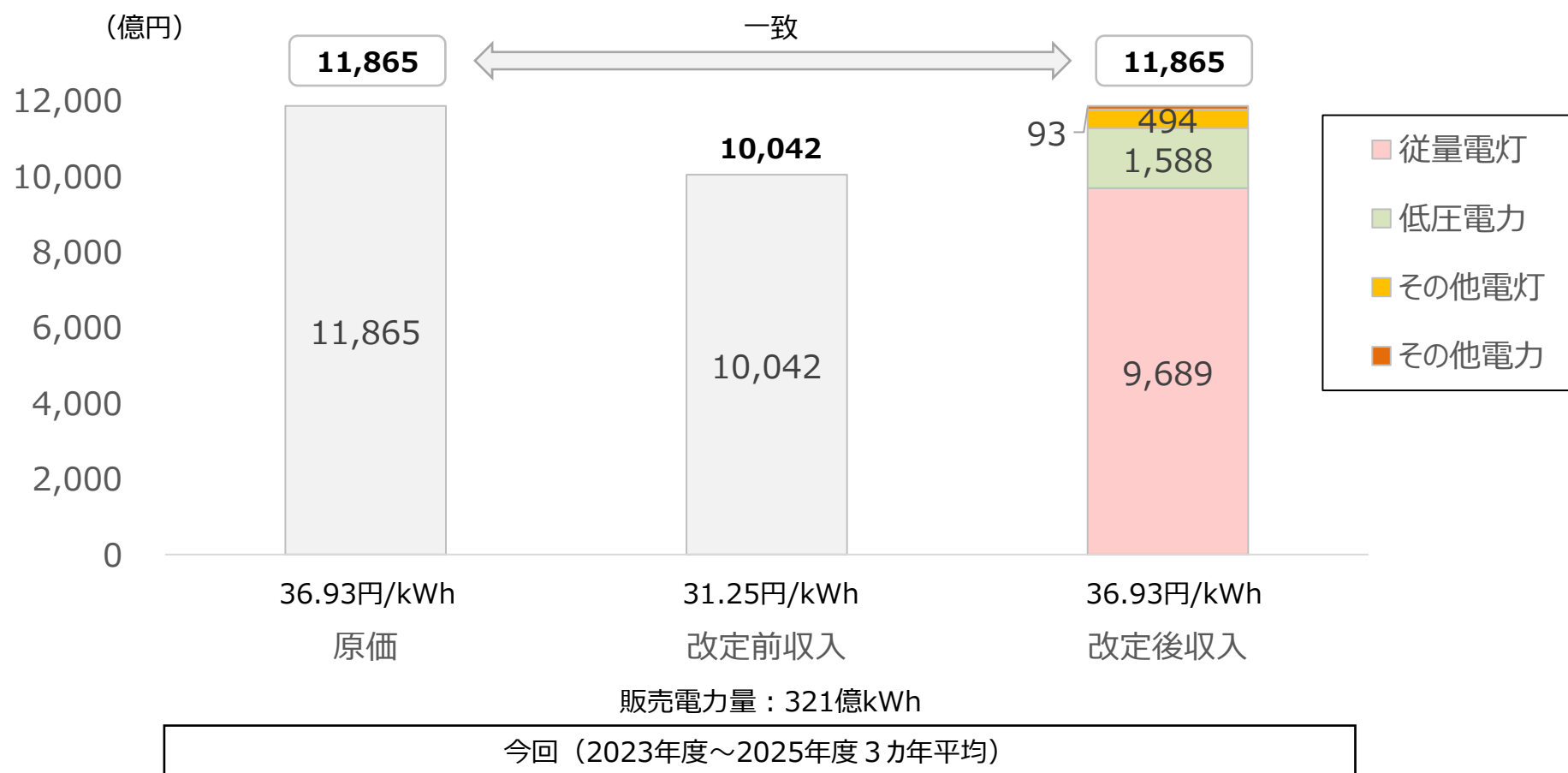
【季節別電力量】

…至近 3 ヶ年平均の実績構成比で配分。

上期：夏季 51.11% その他季 48.89%

下期：夏季 8.42% その他季 91.58%

- 規制部門の料金は、経済産業省令（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）にもとづき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定しております。



※ 「その他電灯」は、定額電灯、臨時電灯および公衆街路灯の合計値。「その他電力」は、農事用電力および臨時電力の合計値。
 ※ 端数処理の関係で、合計が一致しません。

【定額電灯】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、総容量が400VA以下のお客さま
- 具体例：アパート等の集合住宅の共同灯など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
需要家料金		1 契約につき	55円00銭	55円00銭
電灯料金	10Wまで	1 灯につき	119円49銭	169円95銭
	10Wをこえ20Wまで	1 灯につき	189円47銭	290円40銭
	20Wをこえ40Wまで	1 灯につき	329円43銭	531円30銭
	40Wをこえ60Wまで	1 灯につき	469円41銭	772円20銭
	60Wをこえ100Wまで	1 灯につき	749円35銭	1,254円00銭
	100Wをこえる場合100Wまでごとに	1 灯につき	749円35銭	1,254円00銭
小型機器料金	50VAまで	1 機器につき	298円69銭	451円55銭
	50VAをこえ100VAまで	1 機器につき	506円08銭	811円80銭
	100VAをこえる場合100VAまでごとに	1 機器につき	506円08銭	811円80銭

「電灯」：白熱電球、けい光灯、ネオン管、水銀灯等の照明用電気機器

「小型機器」：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器（ただし、電灯と併用できないものは除く）

「動力」：「電灯」「小型機器」以外の電気機器

【従量電灯 A】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、最大電流が5A以下のお客さま
- 具体例：アパート等の集合住宅の共同灯など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
最低料金	最初の 8 kWhまで	1 契約につき	276円88銭	327円84銭
電力量料金	上記超過	1 kWhにつき	25円01銭	30円80銭

【従量電灯 B】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上、かつ、原則60A以下のお客さま
- 具体例：一般家庭など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
基本料金	10A	1 契約につき	286円00銭	295円24銭
	15A	1 契約につき	429円00銭	442円86銭
	20A	1 契約につき	572円00銭	590円48銭
	30A	1 契約につき	858円00銭	885円72銭
	40A	1 契約につき	1,144円00銭	1,180円96銭
	50A	1 契約につき	1,430円00銭	1,476円20銭
	60A	1 契約につき	1,716円00銭	1,771円44銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	25円01銭	30円80銭
	120kWhをこえ300kWhまで	1 kWhにつき	31円61銭	37円40銭
	上記超過	1 kWhにつき	35円70銭	41円49銭
最低月額料金		1 契約につき	235円84銭	327円84銭

【従量電灯C】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上、かつ、原則50kVA未満のお客さま
- 具体例：商店、事務所、飲食店など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
基本料金		1 kVAにつき	286円00銭	295円24銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	25円01銭	30円80銭
	120kWhをこえ300kWhまで	1 kWhにつき	31円61銭	37円40銭
	上記超過	1 kWhにつき	35円70銭	41円49銭

【低圧電力】

- 適用範囲：動力（モーター）や業務用のエアコンをお使いになる場合で契約電力が50kW未満のお客さま
- 具体例：商店や小規模工場、事務所など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
基本料金		1 kWにつき	1,122円00銭	1,138円46銭 (1,081円54銭)
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	22円50銭	28円29銭
	その他季（10月～翌年6月）	1 kWhにつき	20円93銭	26円72銭

※（ ）内は、2024年10月分以降の料金単価

【公衆街路灯】

- 適用範囲：公衆のために設置された電灯または小型機器のお客さま
- 具体例：公衆のため市町村などが設置する街路灯など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

公衆街路灯 A（総容量が1kVA未満）

区分および単位			旧料金	新料金
需要家料金		1 契約につき	49円50銭	49円50銭
電灯料金	10Wまで	1 灯につき	110円03銭	157円75銭
	10Wをこえ20Wまで	1 灯につき	176円05銭	271円49銭
	20Wをこえ40Wまで	1 灯につき	308円09銭	498円97銭
	40Wをこえ60Wまで	1 灯につき	440円15銭	726円45銭
	60Wをこえ100Wまで	1 灯につき	704円25銭	1,181円41銭
	100Wをこえる場合100Wまでごとに	1 灯につき	704円25銭	1,181円41銭
小型機器料金	50VAまで	1 機器につき	277円79銭	419円68銭
	50VAをこえ100VAまで	1 機器につき	468円68銭	752円43銭
	100VAをこえる場合100VAまでごとに	1 機器につき	468円68銭	752円43銭

公衆街路灯 B（契約容量が1kVA以上、50kVA未満）

区分および単位		旧料金	新料金
基本料金	1 kVAにつき	258円50銭	267円74銭
電力量料金	1 kWhにつき	25円18銭	30円97銭
最低月額料金	1 契約につき	224円84銭	316円84銭

【臨時電灯】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま
- 具体例：工事用の保安灯・作業員宿舎、縁日の露店の照明など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

臨時電灯A（総容量が3kVA以下）

区分および単位		旧料金	新料金
50VAまで	1 契約 1 日につき	9円67銭	10円75銭
50VAをこえ100VAまで	1 契約 1 日につき	19円30銭	21円51銭
100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1 契約 1 日につき	19円30銭	21円51銭
500VAをこえ 1 kVAまで	1 契約 1 日につき	193円16銭	215円14銭
1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに	1 契約 1 日につき	193円16銭	215円14銭

臨時電灯B（契約電流が40A以上、60A以下）

区分および単位		旧料金	新料金
基本料金	10Aにつき	314円60銭	324円76銭
電力量料金	1 kWhにつき	38円75銭	45円64銭

臨時電灯C（契約容量が6kVA以上、50kVA未満）

区分および単位		旧料金	新料金
基本料金	1 kVAにつき	314円60銭	324円76銭
電力量料金	1 kWhにつき	38円75銭	45円64銭

【臨時電力】

- 適用範囲：動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50KW未満のお客さま
- 具体例：工事現場の作業用機械など
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

定額制供給の場合

区分および単位		旧料金	新料金
契約電力 1 kW 1 日につき		223円35銭	332円29銭

従量制供給の場合

区分および単位			旧料金	新料金
基本料金	契約電力	1 kWにつき	低圧電力の 該当料金の20%増	低圧電力の 該当料金の20%増
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	25円95銭	33円95銭
	その他季（10月～翌年6月）	1 kWhにつき	24円07銭	32円07銭

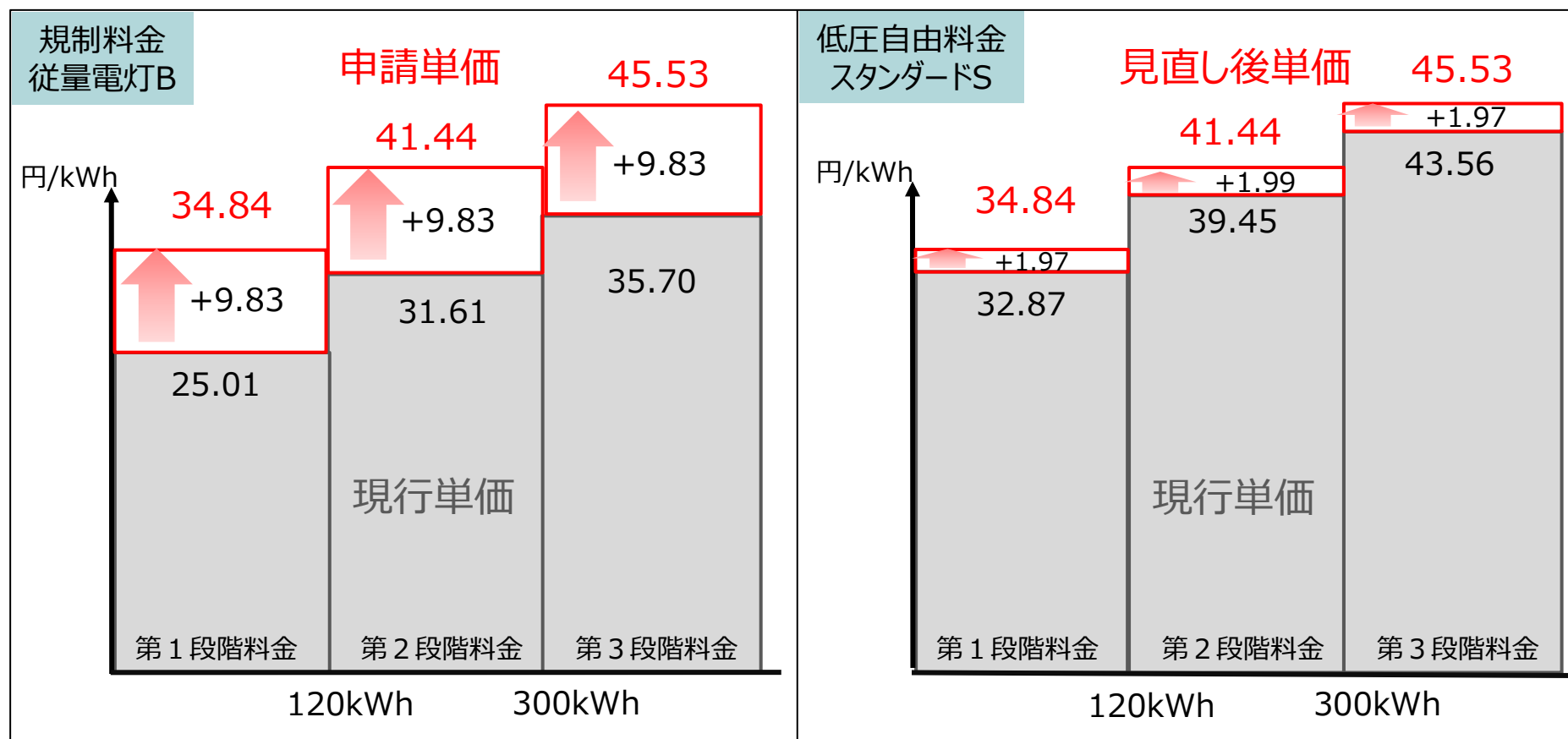
【農事用電力】

- 適用範囲：農事用のかんがい排水のために動力を使用し、契約電力が原則として50kW未満のお客さま
- 料金単価 ※旧料金には燃料費調整を含む

区分および単位			旧料金	新料金
基本料金		1 kWにつき	440円00銭	456円46銭
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	18円25銭	24円04銭
	その他季（10月～翌年6月）	1 kWhにつき	17円07銭	22円86銭

- 関東エリアの標準的なご家庭向けの低圧自由料金プランであるスタンダードSについては、下の図のとおり値上げ後の従量電灯B（規制料金）と同単価となるよう見直しさせていただくこととしておりますが、詳細については、規制料金の審査状況等を踏まえて決定する予定です。

<2023年1月23日当社公表資料>



※ 現行単価には、2023年1月分の燃料費調整額(従量電灯B：5.13円/kWh、スタンダードS：12.99円/kWh)を含みます。

※ 消費税等相当額を含みます。

※ 申請単価および見直し後単価には2023年4月のレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の見直し分は含まれておりません。託送料金の見直し分を別途加えさせていただく予定です。

その他見直し内容

【口座振替割引のお客さまについての特別措置の廃止】

- 口座振替でお支払いいただいている場合、毎月の電気料金から55円の割引を行っております。
- 近年の支払方法の多様化を踏まえ、2024年9月検針日以降のご使用分より、口座振替割引を廃止いたします。

【制限または中止の料金割引の廃止】

- 災害等の事由等、一般送配電事業者の都合により電気の使用が制限または中止される場合に、基本料金を1日につき4%割引を行っております。
- 分社化により送配電設備の保安は、一般送配電事業者が行っていることを踏まえ廃止いたします。

【電化厨房住宅契約のお客さまについての特別措置の廃止】

- 従量電灯B、従量電灯Cで定格電圧200VのIHクッキングヒーター等をご使用いただいている場合、毎月の電力量料金から3%（1ヶ月につき上限額550円）の割引を行っております。
- 電化厨房住宅割引は2013年3月をもって新規適用を終了しておりますが、電化厨房住宅割引が適用されないお客さまとの公平性を保つため、2024年9月検針日以降のご使用分より廃止いたします。

【力率割引および割増の廃止】

- 低圧電力、臨時電力、農事用電力の電気機器の力率は、託送供給等約款に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取りついている場合は90%、取りついていない場合は80%、電熱器は100%としており、力率が85%を上回る場合は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増しております。
- 近年では、ほとんどのお客さまが割引の適用対象であることや、託送供給等約款において、低圧供給には力率割引・割増が規定されていないことから、2024年9月検針日以降のご使用分より廃止いたします。

その他見直し内容

【一括前払契約のお客さまについての特別措置の廃止】

- ・ 定額電灯、公衆街路灯Aで、口座振替により電気料金を半年または1年間で一括して前払いしていただくことによって、一括前払割引を適用しております。
- ・ このたび業務運営の効率化を図り、電気料金の低減へつなげていくため、2023年6月以降の新規適用を終了し、2024年10月以降に契約満了を迎えるお客さまより順次廃止いたします。

【料金その他の支払方法のうち窓口受付の終了】

- ・ 電気料金等のお支払いは当社窓口でも受け付けておりましたが、近年の支払方法の多様化を踏まえ、当社窓口でのお支払い受付を終了いたします。

【前受金、前払金、予納金および保証金の廃止】

- ・ お客さまのご要望に応じて前受金、当社から必要に応じて前払金、予納金および保証金を承っておりましたが、2020年度以降適用件数が0件であるため廃止いたします。

【再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等の店頭掲示の廃止】

- ・ 燃料費調整単価等は当社の事務所に掲示してお知らせを行っておりますが、インターネットの普及を踏まえ、当社ホームページ等へ掲載を行っているため、2023年6月以降、当社事務所への掲示を廃止いたします。

【その他の見直し】

- ・ 小売部門および託送供給部門の法的分離を考慮した見直しをいたします。

- お客さまには、当社ホームページ内に専用サイトを開設し、詳細な情報をお知らせしております。
- また、2023年1月23日（認可申請当日）より、お問い合わせ専用ダイヤルを設置し、お客さまからのお問い合わせに対し丁寧なご説明に努めております。

当社からのお知らせ	● 当社ホームページに電気料金の値上げに関する専用サイトを開設し、詳細な情報をご提供しております。 https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsu_minaoshi.html
お問い合わせへの対応	● 電気料金値上げに関するお問い合わせにつきましては、専用ダイヤルを設置し、丁寧な対応に努めております。 専用ダイヤル 0120-995-421（規制料金をご契約中のお客さま） 0120-995-723（低圧自由料金をご契約中のお客さま） 受付時間：月曜日～土曜日 9時～17時（日曜日・休祝日を除く） ● 専用サイト内にお客さまの電気料金影響額をご試算いただけるコンテンツをご用意しております。